

令和6年度環境物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人
郵便貯金簡易生命保険管理・
郵便局ネットワーク支援機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について（令和5年12月22日変更閣議決定）による変更後の環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、令和6年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針を次のとおり定める。

なお、基本方針に定めのない物品及び役務の調達に当たっては、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

I. 特定調達物品等の令和6年度における調達の目標

令和6年度における個別の特定調達物品等（基本方針2(1)アに規定する特定調達物品等をいう。以下同じ。）の調達目標は、以下のとおりとする。

1. 紙類

品目	調達目標
情報用紙（コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙） 印刷用紙（塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙） 衛生用紙（トイレットペーパー、ティッシュペーパー）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

2. 文具類

品目	調達目標
シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー（汎用型） ステープラー（汎用型以外）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

品目	調達目標
ステープラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース（紙めくり用スポンジケース） 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） O Aクリーナー（ウエットタイプ） O Aクリーナー（液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド O Aフィルター（枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形）（補充用を含む。） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム（台紙を含む。） つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙	

品目	調達目標
起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	

3. オフィス家具等

品目	調達目標
いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

4. 画像機器等

品目	調達目標
コピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機） プリンタ等（プリンタ、プリンタ複合機） ファクシミリ スキャナ プロジェクタ カートリッジ等（トナーカートリッジ、インクカートリッジ）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

5. 電子計算機等

品目	調達目標
電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

6. オフィス機器等

品目	調達目標
シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 電池（一次電池又は小形充電式電池）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

7. 移動電話等

品目	調達目標
携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

8. 家電製品

品目	調達目標
電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫） テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 ※電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫においては、可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

9. エアコンディショナー等

品目	調達目標
家庭用エアコンディショナー、業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

10. 温水器等

品目	調達目標
電気給湯器（ヒートポンプ式電気給湯器） ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達の予定はない。

11. 照明

品目	調達目標
照明器具（LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯） ランプ（電球形LEDランプ）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

12. 自動車等

品目	調達目標
自動車（乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ） タイヤ（乗用車用タイヤ） エンジン油（2サイクルエンジン油）	調達の予定はない。

13. 消火器

品目	調達目標
消火器	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

14. 制服・作業服等

品目	調達目標
制服 作業服 帽子 靴	調達の予定はない。

15. インテリア・寝装寝具

品目	調達目標
カーテン等（カーテン、布製ブラインド、金属製ブラインド） カーペット（タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット） 毛布等（毛布、ふとん） ベッド（ベッドフレーム、マットレス）	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。

16. 作業手袋

品目	調達目標
作業手袋	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

17. その他繊維製品

品目	調達目標
テント・シート類（集会用テント、ブルーシート） 防球ネット 旗・のぼり・幕類（旗、のぼり、幕） モップ	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。

18. 設備

品目	調達目標
太陽光発電システム（公共・産業用） 太陽熱利用システム（公共・産業用） 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水器具 給水栓 日射調整フィルム 低放射フィルム	調達の予定はない。

品目	調達目標
テレワーク用ライセンス Web 会議システム	

19. 災害備蓄用品

品目	調達目標
災害備蓄用品<飲料水> (災害備蓄用飲料水) 災害備蓄用品<食料> (アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品等、栄養調整食品、フリーズドライ食品) 災害備蓄用品<生活用品・資材等> (毛布、作業手袋、テント、ブルーシート、一次電池、非常用携帯燃料、携帯発電機、非常用携帯電源)	調達を実施する品目については、調達目標を100%とする。

20. 公共工事

品目	調達目標
公共工事	調達の予定はない。

21. 役務

品目	調達目標
省エネルギー診断 印刷 食堂 自動車専用タイヤ更正 自動車整備 庁舎管理等 (庁舎管理、植栽管理、加煙試験、清掃、タイルカーペット洗浄、機密文書処理、害虫防除) 輸配送 旅客輸送 (自動車) 小売業務 (庁舎等において営業を行う小売業務) クリーニング 自動販売機設置 (飲料自動販売機設置) 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	調達の予定はない。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達の予定はない。 調達の予定はない。 調達の予定はない。 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達の予定はない。 調達の予定はない。 調達の予定はない。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

22. ごみ袋等

品目	調達目標
プラスチック製ごみ袋	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

II. 特定調達物品等以外の令和6年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

1. 特定調達物品等以外の物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努める。
2. ボールペン、マーキングペン等で、芯やインクを交換、補充できるものについては、芯やインクを交換、補充で対応するよう努める。

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. グリーン購入の調達の推進を図るため機構内組織として推進本部を設ける。体制概要は、別紙のとおり。また、推進体制の会合においては、別紙の構成員の他、必要に応じ本部長が指定する職員が参加することとする。

2. 本調達方針は、すべての部を対象とする。
3. 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表する。
4. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
5. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断の基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品等の調達に努める。
6. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかける。
7. 本調達方針に基づく相談窓口は、総務部会計課とする。

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構グリーン調達推進体制の概要

本 部 長： 理事（総務部担当）
本 部 員： 総務部長
事 務 局： 総務部会計課